

令和元年 12 月 27 日

報道機関 各位

佐渡市職員の懲戒処分等のお知らせ(プレスリリース)

日頃、佐渡市行政に多大なるご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

地方公務員法第 29 条の規定に基づき、本日付けで、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、お知らせします。

記

事案の概要	待鶴荘介護報酬不正請求事案について、本事案に関与していた職員に対し、懲戒処分等を行った。	
被処分者所属及び処分内容等	行政サービスセンター職員(課長補佐級 50 歳代)	減給 10 分の 1 3 月間
	高齢福祉課職員(係長級 50 歳代)	減給 10 分の 1 2 月間
	高齢福祉課職員(課長補佐級 50 歳代)	戒告
	高齢福祉課職員(係長級 60 歳代)	戒告
	高齢福祉課職員(主任級 40 歳代)	戒告
	高齢福祉課職員(主任級 40 歳代)	戒告
	高齢福祉課職員(介護員 30 歳代)	戒告
	高齢福祉課職員(介護員 30 歳代)	戒告
その他	上記処分のほか、本日付けで 21 人を訓告又は嚴重注意の処分とした。また、本事案は、10 年以上にわたり継続的に不正行為が行われていたことから、今後、退任者及び退職者 23 人に対し、現職職員の懲戒処分等に準じた給与減額相当額を納付してもらうよう依頼する。	
特記事項	市長コメント:このたびの待鶴荘介護報酬不正請求事案に関しましては、入居者、ご家族の皆さまに大変なご迷惑をおかけし、また、市民の皆さまの信頼を裏切る行為を起こしたことを、深くお詫び申し上げます。自ら責任を取るとともに、職員の処分を行い、今後は、このようなことが起こらないよう、職員全員で再発防止に取り組み、信頼回復に努めてまいります。	
担当	総務課 課長補佐 齋藤 壮一	
連絡先	TEL:0259-63-3111 FAX:0259-63-3300	

送信元：佐渡市総務課 広報戦略室 広報広聴係  
T e l : 0259-63-5139  
F a x : 0259-63-3300